

2019年度尾瀬保護財団臨時職員募集要項

- 1 雇用期間 2019年5月7日(火)から2019年11月1日(金)まで(季節雇用)
- 2 募集人員 若干名
- 3 業務内容 尾瀬地区ビジターセンターの管理業務等
 - ア ビジターセンター窓口での案内・説明
 - イ 尾瀬の自然についての解説
 - ウ 公衆トイレなど公園利用施設の維持・清掃
 - エ 植生荒廃地の復元作業補助
 - オ 尾瀬地区の巡回、自然情報等の収集等
- 4 勤務地
尾瀬山の鼻ビジターセンター(群馬県利根郡片品村大字戸倉898-1)
もしくは尾瀬沼ビジターセンター(福島県南会津郡檜枝岐村字燧ヶ岳1)
(ただし尾瀬沼ビジターセンターについては環境省からの業務委託を受託できた場合となります)
- 5 応募資格
 - ア 学歴、年齢不問
 - イ 当財団の活動に理解・関心のある方で、人と明るく接し、ビジターセンターでの集団生活(相部屋及び自炊)ができる方(なお、尾瀬地区内では山小屋内に限りKDDIの携帯電話が使用可能です)
 - ウ 心身ともに健康で体力に自信があり、パソコンの操作ができる方
- 6 雇用条件
 - ア 賃金 日額8,076円 ※ほかに月額の食事手当9,000円(最大)
 - イ 勤務時間 1日7時間45分、週38時間45分勤務(原則週5日の勤務)
 - ウ 休暇 財団の規定による有給休暇を付与
 - エ 現地住込み (ビジターセンター内、尾瀬近隣地域内の施設)
 - オ 制服上下、登山用品等貸与
 - カ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入
 - キ 当財団規定により現地への赴任・帰任旅費を支給します(赴任・帰任に係る前泊、後泊は遠隔地の移動者のみ)
- 7 応募方法
市販の封筒に「ビジターセンター職員採用希望」と朱書きし、①履歴書(市販のもので可、写真を必ず貼付)、②志望の動機を記した書面(様式任意、400~600字程度)を平成31年2月22日までに下記宛に提出してください。
自然保護(環境)に関して、ボランティアやアルバイトなどの経験などがある場合は、履歴書に簡潔に記載してください。
なお、定員を充足し次第、募集は終了いたします。
- 8 選考方法
応募書類の審査及び面接により、随時、採用を内定します。

応募書類の送付先/問い合わせ先

〒371-8570群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁15階
公益財団法人 尾瀬保護財団
TEL027-220-4431 FAX027-220-4421 (担当 原嶋)